

公立大学法人滋賀県立大学役員規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事および監事（以下「役員」という。）の責務、勤務条件その他役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(役員の仕事)

第3条 役員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 役員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 在任中、政党その他の政治団体の役員となり、または積極的に政治活動を行うこと。

(2) 在任中、理事長にあっては設立団体の長、理事長以外の役員にあっては理事長の承認を得ることなく、報酬を得て他の職務に従事し、または営利企業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

3 非常勤の役員には、前項第2号の規定は適用しない。

(役員証)

第4条 役員は、常に役員証を携帯しなければならない。

2 新たに役員となった者は、役員証の交付を受け、退職その他不要となったときは、すみやかに返納しなければならない。

3 前2項に規定する役員証は、公立大学法人滋賀県立大学職員サービス規程第3条の規定に準ずるものとする。

(教育研究への従事)

第5条 理事は、職務に支障のない場合に限り、理事長の承認を得て大学の教育研究に従事することができる。ただし、これに伴う給与は支給しない。

第6条 (削除)

(副理事長または理事の解任)

第7条 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項または第3項の規定により副理事長または理事を解任するときは、当該副理事長または理事の弁明の機会を与えるものとする。

(出張および旅費)

第8条 理事長は、職務上必要がある場合は、役員に出張を命ずることができる。

2 役員が出張を命ぜられた場合の旅費については、公立大学法人滋賀県立大学旅費規程に基づき支給する。

(宿舎)

第9条 常勤の役員のうち、理事長が特に必要と認める者については、宿舎を利用することができる。

2 前項に規定する宿舎の利用については、公立大学法人滋賀県立大学宿舎規程の定めるところによる。

付則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和元年6月18日から施行する。